様式第1号(第2条関係)

特別療養費の支給に係る事前通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

 色　麻　町　長

　国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第54条の3第1項又は第2項の規定に基づき貴世帯の下記被保険者に対しては、下記の日付より療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなりますので、同条第3項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

記

1　特別療養費の支給対象者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 生年月日 | 住　　所 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

2　日付

　　　　年　　月　　日

3　注意事項

　(1) 特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を全額支払っていただきま

す。後日、所定の様式により色麻町長に対し申請を行うことで、支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けることができます。

　(2) 次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を

行います。

①滞納している保険税を納めたとき

②災害その他特別の事情が生じたとき

③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第

123号）の自立支援医療等の公費負担医療を受けることができるに至ったとき

備考

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、色麻町を被告として(訴訟において色麻町を代表する者は町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。